

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人太陽福社会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人太陽福社会の次の各号に掲げる役員等の報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事（ただし理事長および職員であるものは除く）
- (2) 監事
- (3) 評議員

(報酬等の額)

第2条 前条の役員等が理事長の招集に応じ業務に従事したときは、別表に定めるとおりとする。

別表

理事 監事 評議員	理事長の招集に応じ業務に従事したとき日額報酬5,000円
-----------------	------------------------------

附則 この規程は、平成15年4月1日より施行し平成14年4月1日に遡及し適用する。
第2条の規程は、平成15年10月27日から施行し平成15年10月分より適用する。
この規程は、平成27年4月1日に改正する。
この規程は、平成29年4月1日に改正する。